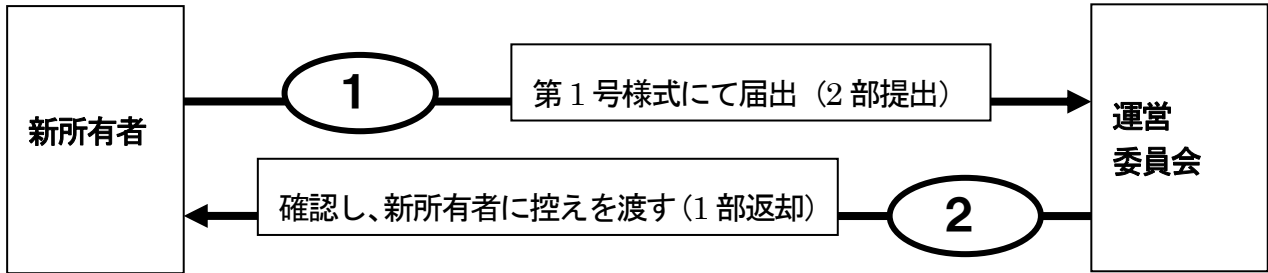


以下の場合については、運営委員会に届出をお願いいたします。

○土地や建物の所有者の変更がある場合には

変更後の土地や建物の所有者さんは、久保台建築協定運営委員会に、所定の様式（久保台建築協定運営委員会規約第1号様式）にて届出をお願いいたします。

土地所有者等の変更届の流れ



○建築物の建築等を行おうとする場合には

建築物を新築したり、増築・改築する場合には、その内容が建築協定の内容に適合している必要があります。工事に着手したり建物が完成してからトラブルとならないよう、建築確認申請前に運営委員会に建築行為の届出書を提出し、協定内容に適合していることを確認した後に確認申請書を提出していただきますようお願いいたします。

建築着工までの流れ

